

事 務 連 絡  
令 和 6 年 4 月 2 日

各事業者ご担当者様

川越市長 川合 善明  
( 公 印 省 略 )

令和6年度「介護給付費等算定に係る体制等に関する  
届出書」の提出について（通知）

平素より、本市障害者福祉行政につきましてご協力いただきありがとうございます。

さて、令和6年4月分以降の報酬算定等について、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要となりますので、下記のとおり必要書類のご提出をお願いいたします。

#### 記

#### 1. 対象事業所

##### 全ての事業所

（令和6年4月1日に障害福祉サービスの報酬改定が行われるため、全ての事業所において提出が必要です。）

#### 2. 提出書類

- ①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ②介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表  
（実施している障害福祉サービスの全項目を入力ください）
- ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（令和6年4月分）
- ④その他サービス種別・加算ごとに必要な別紙様式及び確認資料（確認資料は未提出のものに限る）

なお、令和6年6月から福祉・介護職員等処遇改善加算が一本化されることに伴い、提出書類は、令和6年4月・5月分と、令和6年6月以降分の2つ作成ください。（令和6年6月以降分は、処遇改善加算以外に変更がなければ、上記①及び②のみの提出で差支えありません）

### 3. 提出期限

令和6年4月・5月分 令和6年4月15日（月）

令和6年6月以降分 令和6年5月15日（水）

（4月15日までに6月以降分も提出可能です）

### 4. 提出方法

川越市ホームページから、電子申請でご提出ください。電子申請時は、件名に「令和6年度体制届」と入力ください。

（下記のリンクから電子申請ページへ移動し、必要事項を入力のうち提出書類を添付して送信してください。）

#### 【川越市ホームページ 電子申請入口】

介護給付費・訓練等給付費の算定に係る手続き等について

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenkofukushi/fukushikaigo/shogaifukushi/shogaish.html>

### 5. その他

- ・福祉・介護職員等処遇改善加算等を算定する場合は、体制届に加え令和6年4月15日（月）までに、処遇改善計画書の提出が必要です（令和6年6月分以降を含む）。また、令和6年6月の加算一本化に伴い、算定要件や提出様式が変わっています。内容を確認のうえご提出をお願いします。
- ・本書類は加算の算定の為に提出するものであり、加算以外の事業所情報変更には別途届出が必要です。
- ・加算等について算定要件を満たさないことが判明した場合、遡って報酬返還となりますのでご注意ください。
- ・期日までの提出が難しい場合は必ずご連絡ください。提出が遅れた場合、4月からの加算算定ができない場合があります。
- ・国から報酬算定等について通知があった場合は、別途お知らせする予定です。

お問い合わせ先

〒350-8601 埼玉県川越市元町1-3-1

川越市福祉部障害者福祉課 障害給付担当

TEL 049-224-6312 FAX 049-225-3033

市ホームページはこちら

